

## 文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱

### (要旨)

第1条 この要綱は、浜松市内の小中学校の児童生徒の文化・スポーツ活動を奨励し、技能の向上を図るために、文化・スポーツ大会に出場する児童生徒に交付する文化・スポーツ大会出場激励金(以下「激励金」という。)について必要な事項を定める。

### (交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 音楽コンクール等の文化活動において、文部科学省・都道府県教育委員会が主催または後援する東海大会以上の大会
- (2) 東海地区総合体育大会(東海中学校体育連盟主催)
- (3) 全国中学校体育大会(日本中学校体育連盟主催)

### (交付対象)

第3条 激励金の交付対象者は、浜松市内の小中学校の児童生徒で、部活動等の練習に励み、学校を代表して出場する者とする。

- 2 交付対象人数は大会要項等に記載する登録メンバー数以内の実出場人数とする。ただし、登録メンバーの数が大会要項等に記載されていない場合は、実出場人数とする。

### (交付額)

第4条 激励金の額は、別表に掲げる大会及び開催地都道府県の区分に応じ、同表に定める金額を交付する。

- 2 その他必要な事項は、別表の備考に定める。

### (決定報告)

第5条 激励金の交付を受けようとする者の在籍する学校長は、交付の対象となる大会への出場が決定した日から5日以内に、次の各号に定める書類を浜松市教育委員会指導課長へ提出しなければならない。

- (1) 大会出場決定報告書(様式1-1)
- (2) 大会出場者報告書(様式1-2)
- (3) 支払金口座振替依頼書(口座名義に学校名と校長名が入っているもの)
- (4) 大会開催要項の写し

### (結果報告)

第6条 激励金の交付を受けようとする者の在籍する学校長は、交付の対象となる大会が終了した日から7日以内に、次の各号に定める書類を浜松市教育委員会指導課長へ提出しなければならない。

- (1) 大会出場結果報告書(様式2-1)
- (2) 大会成績報告書(様式2-2) スポーツ大会のみ提出

### (交付)

第7条 激励金は、「大会出場結果報告書」を受領後、学校の指定した口座へ振込む。

(返還)

第8条 激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出場の決定報告及び結果の報告に虚偽又は不正等があったとき。
- (2) 市の信用を著しく傷つけたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表(第4条関係)

大会	ブロック	開催地都道府県	金額(1人あたり)
全国大会	北海道・東北	北海道	40,000円
		青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	30,000円
	関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	18,000円
	北信越	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県	23,000円
	東海	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県	10,000円
	近畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	18,000円
	中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	23,000円
	四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	23,000円
	九州・沖縄	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	30,000円
沖縄県		40,000円	
東海大会	静岡県	3,000円	
	愛知県	3,000円	
	三重県	5,000円	
	岐阜県	5,000円	

備考

- 1 団体種目の場合、1団体の交付金額の上限を40万円とする。
- 2 複数校の児童生徒でメンバーを編成した場合は1団体として扱う。なおこの場合において上限金額の40万円に達した場合は、40万円を1団体の対象人数で割り算出された額の1円未満を切り捨てた額に、学校ごとの対象人数を乗じて支給する。

- 3 東海4県（静岡・愛知・三重・岐阜）以外で開催する中部大会や東日本大会は、全国大会の基準を適用する。
- 4 岐阜県で開催する冬季の東海大会及び全国大会は、全国大会の北信越基準を適用する。
- 5 大会主催者が、出場する児童生徒に対して旅費等を支払う場合は、交付金額との差額を支給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱（平成15年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。